

小項目 No. 20 内部統制の充実・強化、適切な事業評価の実施等

大項目	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
中項目	6. 内部統制の充実・強化等
小項目	No. 20 内部統制の充実・強化、適切な事業評価の実施等
中期計画	<p>(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。</p> <p>(2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。</p> <p>(3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p>
年度計画	<p>(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図る。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。更に、コンプライアンス推進委員会を実施する等により、コンプライアンスに係る取組みを推進する。</p> <p>(2) 外部有識者も含めた事業評価については、中期計画で定めた内容の実現状況や実施した事業の効果を中心に行い、事業や事務の改善に繋げる。併せて評価業務の合理化を図る。</p> <p>(3) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を始めとする政府の情報セキュリティ戦略に沿って緊急度・重要度の高い部分から適切な対策を講じる。また、大規模震災等の災害に備えた事業継続計画（BCP）のための重要情報管理に着手する。</p>

【業務実績】

指標 1：内部統制機能の有効性を確認するモニタリング等の内部監査の実施と監査の結果の活用

1. 内部統制機能の有効性を確認する内部監査の実施状況

内部統制の前提となる公正性及び透明性を確保し、合理的かつ効率的に業務を実施するため、従来、資金運用、契約監視、助成事業及び各種の事業審査事務において諮問委員会を設置し、外部専門家の客観的視点を導入する仕組みを構築しているが、平成22年度に制定した「独立行政法人国際交流基金コンプライアンス規程」に基づき、外部専門家を委員に含めた「コンプライアンス推進委員会」を平成23年度より開催している。平成25年度の委員会では、基金の海外事業におけるコンプライアンスの視点から考慮すべき事項（海外の相手方との契約行為にかかる注意事項等）について、専門家による解説を交え、具体的事例を通じて特に注意を要する点につき認識を深めるよう努めた。また、特に業者との契約締結にあたっては条項の不備、法的知識の欠如等により様々なリスクが想定されるため、平成25年度より職員を対象に契約書作成の講習会を本部及び日本語国際センターで実施し、指導を強化した。

内部規程等の遵守及び運用状況に関しては、従来、内部監査が行われている。本部対象の内部監査においては、対象となる部・センターの監査を効率的・効果的に実施するために、リスク・マネジメ

ントの観点から業務上のリスクの発生可能性が比較的高く、かつ万一発生し問題となった場合の影響度が大きい職務に重点をおいて監査を実施している。また、平成25年度に改めて各部門より、日常業務・職務リスクの洗い出しを行い、リスクの現状把握を行った。

また、附属機関・支部の日本語国際センター、関西国際センター及び京都支部については、原則として毎年交互に監査を実施しており、平成25年度は、関西国際センター及び京都支部の現地監査を実施した。

内部監査においては、規程類の遵守のみならず、問題の発生を未然に防ぐことも重点事項として取り組んでいる。例えば、一定額以上の支出を予定する案件等に関する決裁書は、必ず監査室が書面審査を行っており、内規に従った処理が行われているか等、決裁事項の妥当性の確認（随意契約の契約理由の明確性等）といった観点から審査を行い、不備・問題点がある場合には、担当部署に指摘を行って事前の対処を徹底している。

海外事務所に対する現地監査も引き続き実施した。平成25年度は全22海外事務所の内、バンコク、ニューデリー、ベトナム（ハノイ）、マニラの4か所について現地監査（バンコクのみ監査室監査、その他は監事監査）を実施した。いずれの事務所においても業務管理体制上の重大な問題点は見受けられなかった。海外事務所の監査にあたっては、リスクアプローチの手法を用いて、リスクの洗い出し、対応すべきリスクの検討、既に構築されている統制体制の有効性を検証することにより、業務運営管理の維持向上を図るよう努めた。特に附属機関、海外拠点等での現地監査は、役員を含めた定例会議での報告や、監査報告書の関係各部署への回覧等により職員間での浸透・共有を図っている。

引き続き、内部監査にあつては監査室が中心となり、日常業務での不正・誤謬・コンプライアンス抵触等を検出・修正し適正な業務遂行に資するよう対応するとともに、監事監査にあつては、それらのリスクが組織の運営に支障を来たすことのないよう、より専門的・全体的な視点から監査及び監査室の指導を行っている。

平成25年度の会計監査人（監査法人）監査においては、本部、日本語国際センター、関西国際センター、京都支部、海外事務所2か所（ソウル、北京）で現地検査が実施され、会計業務を中心に内部統制状況のチェック、アドバイスを受けた。6か所共に会計監査上、修正を要求する必要がある箇所、内部統制上重要な改善事項はなかった。適正な会計処理と財務諸表への反映については、専門的知見を有する会計監査人の示唆・助言・指導等が不可欠であることから、会計監査人が専門的に担う当該役割・性格を十分に認識しつつ、適宜監事監査、監査室監査と連携し、内部統制の強化に取り組みたい。

2. 平成24年度決算検査報告指摘事項への対応

平成24年度決算検査報告において、「財務会計システムの開発に当たり、システム部門と業務部門とが連携しておらず、業務に必要な機能、性能等についての検討が十分でなかったことなどから、システムが業務に使用できないものとなっていて全く利用されていなかったもの（不当事項）」として掲載された件については、再発防止及び事業の適正な執行に努めていくべく、2013年9月に部門間の連携等を確保するために内部規程を整備し、情報システム委員会の設置、情報化統括責任者補佐（CIO補佐）への外部専門家の登用、各部署へのシステム管理責任者・システム責任者の配置、マニュアルの作成や研修の実施等の措置を行った。

内部統制を強化する観点から、情報化の推進並びに情報システムの適切な統制及び開発・運用等に係る全体計画等重要事項については、必ず情報システム委員会で審議し、同委員会での審議事項は、必ず理事会での報告または審議を行うこととした。平成25年度においては情報システム委員会を2回

(10月、1月)開催し、財務会計システムの今後の方向性について審議を行い、平成27年末までの同システム開発計画の工程表を決定し、理事会に報告した。工程表に基づき進めることとなった財務会計システムの開発(バージョンアップ)に際しては、システム担当部署と業務担当部署が、CIO補佐の意見を聞きつつ連携して仕様書作成のための要件定義を進めることができるよう、システム調達のためのチェックポイントシートを協力して作成した。システムの仕様書は、情報システム委員会による審議を経て決定され、一般競争入札が平成26年度の第1四半期に行われることになった。

指標2：事業評価等における外部有識者意見の取込み

1. 外部専門家評価の実施

平成24年度事業の評価を、以下のプロセスで行った。

- ・事業実施担当部署は、事業プログラムごとに、そのプログラム中の個々の実施案件(プロジェクト)の評価用データを海外・国内の現場から収集。
- ・事業実施担当部署で、案件ごとに自己評価した後、それらを集計して基本的に第3期中期計画で掲げた施策(小項目)の単位でまとめて自己評価を行う。
- ・その結果を業績評価担当部署(当時は企画・評価課)に提出、評価担当部署は、評価(事後評価)の客観性を確保すると共に、評価において得られた意見を事業運営の改善に繋げるため、外部専門家に各プログラムの評価(イ～ホの評定及びその理由)を依頼。
- ・外部専門家の評価結果(評定・理由・その他コメント)については評価担当部署より事業実施担当部署にフィードバックするとともに、そのうち評定については外務省評価委員会に報告する。

平成24年度事業に関する自己評価においては、前年と同様、各事業がカバーする分野について知見を有する外部専門家2名に評価を依頼した。評価を依頼した外部専門家は、計18名であった(同一の外部専門家へのプログラム評価依頼は連続3年までを上限としている)。

外部専門評価結果は以下のとおり。

平成24年度業績評価における外部専門評価の結果(対象9件の外部専門評価18件)

評定	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	合計
件数	1	11	6	0	0	18
割合	5.6%	61.1%	33.3%	0%	0%	

平成25年度において、以前の外部専門評価者の評価結果及び意見を反映して改善を図った例は以下の通り。

- ① 日本語事業に関し、外部評価者による「国内の日本語教育関係者にもJF(日本語教育)スタンダードなどが十分に認知されることが重要である。世界の日本語教育の連携と活性化を促進する役割として積極的に国内の日本語教育にも働きかけていくことが期待される」との前年度にあったコメントも踏まえ、JF日本語教育スタンダード準拠教材である『まるごと日本のことばと文化』入門(A1)の市販開始にあわせて、同教材活用方法を紹介するセミナーをは

はじめとする J F 日本語教育スタンダード紹介・普及事業を国内でも実施した。また、日本への留学希望者を主な対象として、同教材のシラバスに準拠した e ラーニング教材「Nihongo Starter A1」を放送大学と共同で開発。同教材は既に JMOOC（日本版大規模公開オンラインコース）上で公開され、オンラインで使用が可能な初学者向け教材としての活用が始まっている。（小項目 N o . 4 「日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備」に詳細を記述）

- ② 日本研究事業に関し、外部評価者による「東南アジアにおいて 2 年に 1 回の割合で開かれる A S E A N 地域の日本研究交流会のような会合に東アジアの中国、韓国の研究者の参加を促し、さらにはアメリカやヨーロッパからの参加者を加えて、よりグローバルな研究交流ができるようにすることが望ましい」とのコメントを踏まえて、米国のアジア学会 (Association for Asian Studies/A A S) が 2014 年から 3 年間、アジア地域 (シンガポール・台湾・日本) で地域会議 (“AAS in Asia”) を開催することを決定したため、基金は北米とアジアの日本研究者が交流する場となることを期待してこれに協力する方向で、平成 25 年度中に A A S との協議を開始した。（平成 26 年度にはシンガポールでの第 1 回会議に日本研究関係のセッションを支援する予定）（小項目 N o . 6 「海外の日本研究の促進」に詳細を記述）
- ③ 国内認知度の向上に関し、外部評価者による「若年層のグローバル意識の醸成や、多様な価値を受容する機会を増やしていく意味で、国内外で長年実績を積んできた基金による教育普及の役割が一層求められる。様々な国際交流事業やその成果を、子どもたちや学生たちのために活用し理解促進を図っていくことが益々期待される」とのコメントを踏まえて、中学・高校生によるグループ訪問、大学ゼミ生の訪問を計 12 グループ 208 名受入れたほか、2 日間で 1,684 名（うち小学生が約 700 名）が来訪した霞ヶ関子供デーへのブース参加を通して、国民に対する国際交流活動の紹介に努めた。また、国内の大学や N P O、地方自治体の依頼に応じて、のべ 40 人の職員が国際文化交流等に関する講義を実施した。（小項目 N o . 9 「内外の国際文化交流の動向の変化を把握するために必要な調査・研究の実施」、小項目 N o . 2 5 「中期目標達成に必要な人材の確保と職員の能力の向上」参照）

2. 諮問委員会開催による外部有識者意見の取込み

基金が担うべき事業、重点化すべき事業・地域、職員が持つべき専門性等について外部有識者の意見を聞くための「国際交流基金の運営に関する諮問委員会」を平成 25 年度より開始した。2014 年 1 月に開催した第 1 回会合では、文化関係者・研究者・メディア関係者からなる 11 名のうち 9 名の委員の出席を得て、基金の現況や国際文化交流活動を担う他機関の動向を踏まえつつ、基金が取組むべき事業等について議論した。平成 26 年度以降も継続して開催予定。

指標 3 : 効果的・効率的な事業評価の実施とその結果の業務改善への反映

1. 事業評価に関する新たな取組みの状況

事業評価作業に関しては、平成 24 年度に引き続き、以下の見直しを行った。

- (1) 事業に関する自己評価方法の見直し（平成 24 年度より継続）

実施事業に関する自己評価書の作成及び外部専門家による評価を平成 25 年度も継続実施した。個別の実施プログラム（「海外公演」「海外展」等）ごとに作成していた自己評価書を、第 3 期中期計画で掲げた施策（小項目）の単位で作成するよう見直しを行った結果、掲げた施策単位での事業の効果を確認しやすくなった。また、評価担当部門が事業部門と共に評価作業のレビューを行って課題を洗い出した結果、平成 26 年度計画策定プロセスにおいて、メリハリのある事業計画策定につなげることができた。

（2）事業実施によって得られた効果の測定

事業実施にあたっては、事業参加者の対日関心・印象の変化、相互理解・信頼の増加の効果を測定し、把握することとした。平成 24 年度事業ではアンケート等への反映が遅れたため効果を把握できない場合が多かったことから、平成 25 年度に入ってから評価担当部門から事業部門に対して改めて周知徹底を呼びかけた上で、年度途中で各事業のアンケート・報告書様式を点検したところ、多くの事業において事業効果測定のための対応が行われていることを確認した。一部未対応だった事業については平成 26 年度事業における反映を改めて促した。

2. 評価結果の業務への反映状況（PDCAサイクル）

（1）事業に関する自己評価の結果反映

事業に関する自己評価の結果を平成 25 年度の事業実施に反映させた例は以下の通り。

- ① 日本研究事業に関し、「アジアで圧倒的に日本研究者の多い中・韓両国を巻き込んだアジアの日本研究者のネットワーク構築を支援していくことも当基金の役割の一つと考えられる」との課題認識から、平成 25 年度は韓中の協力者と第 4 回東アジア日本研究フォーラムを韓国で開催し、日本の研究者と、中国、韓国を中心に台湾、ロシア、モンゴルからの日本研究者、あわせて 26 名の参加を得て、日本研究を巡る各国の現状・課題の情報交換と対話を行い、今後の交流について話し合った。（小項目 No. 6 「海外の日本研究の促進」に詳細を記述）
- ② 文化協力事業に関し、「相手国の文化交流基盤と、日本と共通で取り組むことが適当な課題をよりの確に把握するため、特定の国・地域について、現地調査を行う必要がある」との課題認識から、東南アジアの現代美術キュレーター育成のための支援事業企画立案のため、日本の現代美術のアーティスト、キュレーターでチームを組んで、美術の状況、アーティストに関する情報がほとんどないカンボジア、ミャンマー、ラオスに派遣し、現地の状況を把握することから開始した（平成 26 年度は同調査をもとに、今後各国で進めていくべき支援の方法を検討）。（小項目 No. 3 「文化芸術分野による国際貢献」に詳細を記述）

（2）外務省独立行政法人評価委員会の評価結果反映

これまでの外務省評価委員会の「平成 24 年度の業務実績に関する総合評価」における各種指摘については、例えば次のように対応を行っている。

外務省評価委員会指摘事項	指摘事項反映状況
<p>国際情勢の変化に柔軟に対応しつつ、アジア近隣諸国との関係強化、日米同盟深化等に向けた事業を実施することが重要である。</p>	<p>「日・ASEAN友好協力40周年」の機会を生かして双方向型・共同作業型事業の実施と多様な日本文化の発信を行うとともに、2013年12月に政府が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成26年度より着実に実施するため、アジア交流特別事業準備ユニットを立ち上げ、アジアセンター開設に向けて準備を行った。米国については、2010年と2012年に発表された2つのファクトシート「日米同盟深化のための日米交流強化」及び「日米協力イニシアティブ」で強調された重要取り組みを着実に実行するとともに、日米教育委員会より受託した青少年交流のための大型プロジェクト「KAKEHASHI プロジェクト」を通じて、延べ2,000人に上る日米の若者の相互訪問を実現するなど、次世代交流にも集中的に取り組んだ。</p>
<p>日本語教育は、日本への理解促進の基盤となることから、今後も効果を見据えた戦略的、長期的な取組が期待される。</p>	<p>内閣府の「アジア文化交流懇談会」、外務省の「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会」における議論・提言を踏まえ、平成26年度より東南アジアを主な対象として、海外日本語教師の養成・能力向上のための特別事業、総合日本語eラーニングコースの開発、日本語教育関係者アドボカシー招へいを強化することとした。</p>
<p>対日関心の喚起と日本理解のさらなる促進に向けて、「交流」や「協働」により双方向性を確保しつつ、着実に事業を実施することを引き続き期待したい。</p>	<p>日・ASEAN友好協力40周年事業にあたり、ASEAN10か国とのこれまでの友好関係を祝しつつ、今後のASEAN諸国との関係性をみつめ、さらなる連帯感の醸成を目指して「双方向型・協働型」のプロジェクトを中心に推進することを目標として、基金内、外務本省、各国在外公館とも意見調整のうえ、メディア・アート展、舞踊プロジェクト伝統音楽公演などの共同制作プロジェクトを実施した。（小項目No.3「文化芸術分野による国際貢献」に詳細を記述）</p>
<p>保有職員宿舎については、今後も国民の理解を得られるよう、引き続き適切な対応が行われていくことが重要である。</p>	<p>保有職員宿舎に関しては、平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（2012年12月）に基づいて第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定した。平成25年度はこの計画に沿って区分所有職員宿舎7戸を不要資産として売却し、売却収入から手数料を控除した51,487,100円を2014年3月に国庫納付した。平成26年度以降も順次、宿舎の売却、国庫納付を進める予定。（小項目No.23「重要な財産の処分」に記述）</p>

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会の二次意見反映

二次意見において個別指摘事項はなかった。

指標 4 : 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策の推進

1. 情報セキュリティに関する方針の策定と実行状況

独立行政法人情報処理推進機構による情報セキュリティに関する指針等に基づき改訂した情報セキュリティポリシーを平成 25 年度当初より運用開始した。組織内における情報セキュリティポリシーの遵守状況の把握のため、平成 24 年度に続き標的型攻撃メールに係る教育訓練などを実施した。

大規模災害等の災害に備えた事業継続性対策の一環として、基金本部を各種システムのバックアップ拠点と位置づけた上で、執務用各システムにつき、関西データセンターへの移設を実現した。情報セキュリティ基盤の強化としては、インターネット上に公開しているシステムにつき、ミドルウェア更新等の改修を適宜実施するなどして、サイバー攻撃の発生を念頭においた対策の充実・強化を図った。

2. 情報セキュリティに関するトラブルの発生状況

情報セキュリティポリシーに沿った対処及び情報セキュリティ基盤の強化等の措置によって、情報の漏洩等のトラブルは発生しなかった。

とりわけ、2013 年 11 月には、「Anonymous (アノニマス : 匿名)」を名乗る国際的ハッカー集団が、当基金 (jpf. go. jp) を含む日本の公的機関ドメイン 22 を攻撃対象リストとして明示した上で、サイバー攻撃を仕掛けるとする声明を出し、実際にも攻撃を受けた形跡があることが確認されたが、侵入検知・防御システムの導入など複数の対策を実施済であったことなどにより、当基金に対する当該攻撃を防ぐことができ、当基金のサービス提供に影響のあるトラブルは発生しなかった。